

令和6年度（2024年度） 長井中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動指導の目標

学校教育目標である「学ぶ つながる 切り拓く」に基づき、自己と向き合い、他者と高め合い、責任ある行動をとれる生徒を育成する。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう指導を工夫し、向上心を育むとともに、生涯学習につながる基礎づくりを行う。

2 部活動運営方針

(1) 部の設置

ア、各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ、創部について

- ① 部活動数が増える創部は行わない。

ウ、休部について

- ① 1年間連続して大会等に参加できない状況が続いた場合。（合同チームで参加できている時はこれに該当しない。）
- ② 活動困難な状況が1年間続いた場合。
- ③ 部員数の減少により活動困難だが、今後活動可能な部員数の確保が見込める場合。

エ、廃部について

- ① 上記、①②の状態が2年間続いた場合。
- ② 顧問教員の不足や減少により、学校として部活動運営が困難になった場合。
※創部、休部、廃部については、部活顧問会で慎重に検討し、職員会議で決定する。

(2) 指導体制

ア、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

3 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たり、次の点に留意する。

- ア、オーバークースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- イ、生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- ウ、体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

4 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

- (1) 週当たり3日以上休養日設ける。(平日は少なくとも2日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は原則行わないこととする。ただし、校長が必要と認める場合はこの限りではない。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日は2日以上、週休日は1日以上休養日設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日設けることとする。

5 大会等の参加

- (1) 週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。
- (2) 校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。
- (3) 部が設置されていない種目の大会への参加は、県中体連専門部が設置する市中総合または全国大会につながる2大会のみとし、保護者が必ず引率することを条件とする。また、保護者は、参加意向を前年度中に校長に申し出ること。その後、校長・保護者・生徒で面談を行い、大会参加の可否を協議することとする。

6 今年度の変更点

- (1) 吹奏楽部は令和6年4月末で部員の募集を終了する。
(1年生の入部者がいる場合は令和8年度までの活動を保証する)
- (2) 今後の生徒数・教職員数の減少を考慮し、さらに2つ程度の部活動の募集を6月末をもって終了する。
募集を終了する部活動に関しては、新入生の入部状況や部活動の持続可能性を見極め、該当部活は5月中旬に決定する。
- (3) サッカー部は令和7年度より部員募集を行わない。
令和8年度末にて廃部となる。【令和6年10月11日追記】